

政府からのお知らせ



生活再建のための支援金を支給

震災によりお住まいに大きな被害を受けた方に、
被災者生活再建支援金を支給しています。

まだ申請されていない方は、被災の際に居住していた
市町村役場までお問い合わせください。
郵送で申請することも可能です。



〈1世帯あたりの支給金額〉

基礎支援金 お住まいの被害の大きさに応じて支給します。

全壊などの場合 …………… **100万円**

大規模半壊の場合 …………… **50万円**

加算支援金 お住まいの再建方法に応じて支給します。

建設・購入される場合 …………… **200万円**

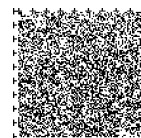
補修される場合 …………… **100万円**

賃借される場合 …………… **50万円**

※単身世帯は3/4の額となります。

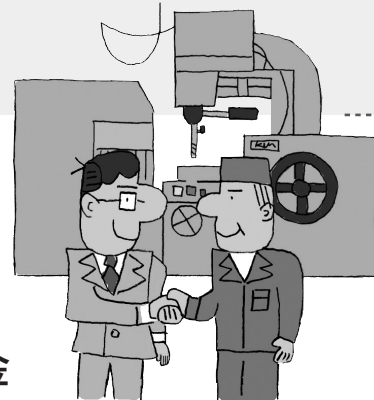
 お問い合わせ先

被災の際に住んでいた市町村役場



中小企業 ゼロ金利で再建支援

震災で大きな被害を受けた中小企業事業者のみなさまが借入れる際、借入れから3年間は、支払われた利息相当額が年度末に指定口座に振り込まれ、実質ゼロ金利となります。



ゼロ金利の対象

東日本大震災復興特別貸付

取扱機関：日本政策金融公庫、商工中金

再挑戦支援資金(再チャレンジ支援融資)

取扱機関：日本政策金融公庫

- ①罹災(りさい)証明を受けた事業者で、事業所などが全壊または流失した方
- ②警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に事業所があった方

〈ゼロ金利の対象となる借入額〉

日本政策金融公庫(中小企業事業)、商工中金：1億円以内

日本政策金融公庫(国民生活事業)：3,000万円以内

📞 お問い合わせ先

日本政策金融公庫

☎0120-154-505 (月~金 9:00 ~ 19:00 祝日除く)

商工組合中央金庫

各営業店舗の代表電話 (<http://www.shokochukin.co.jp>)

または ☎0120-079-366 (月~金 9:00 ~ 19:00 祝日除く)

